

令和
2年分

3月15日(月)までに申告を済ませましょう

市県民税・所得税の申告が始まります

問 税務課
☎内線1056
~1059

●受付期間および受付会場

土曜日・祝日を除く

2月16日(火)～3月15日(月)

午前8時45分～午後3時(午前8時開場)

市保健センター研修室(2階)

今年度に限り、
左記期間中のすべての
日曜日も受付を
実施します。

ご注意
ください!

新型コロナウイルス感染症対策のため

申告受付の方法が変わります!

1 午前8時(開場時間)から入場整理券を配布します

申告受付会場への入場については、整理券の配布順となりますので、整理券に記載の指定時間にご来場ください。なお、整理券の配布状況によっては後日の来場をお願いすることもあります。

2 混雑緩和のため、申告受付会場に入場できる人数は20人程度を目安とさせていただきます

3 申告書の作成は、職員との個別対応での相談受付のみとなります ご自身で申告書を作成できる記載スペースは設置しませんので、ご了承ください。

4 相談を要しない提出のみの方は受付で申告書をお預かりします 申告書の確認等を希望される方は順番をお待ちいただく必要があります。

可能な限りご自宅で、国税庁ホームページ
などでの申告書の作成・提出をお願いします



来場時の
注意事項

- 入室の際に検温を実施します。
- 咳・発熱等の症状のある方は入室をご遠慮いただく場合があります。
- ご来場の際は、マスクの着用をお願いいたします。

⚠ 以下に該当する方は、市の会場では受付できません。電ヶ崎税務署で申告をお願いします。

- ◎雑損控除を受ける方
- ◎過年(令和元年以前)分の申告をする方
- ◎今回初めて住宅借入金等特別控除を受ける方
- ◎給与所得者の特定支出の控除の特例を受ける方
- ◎事業所得などの申告で初めて収支内訳書を作成される方
- ◎土地や家屋、株式、ゴルフ会員権などの譲渡所得、青色申告、贈与税、消費税などの申告

問 電ヶ崎税務署 ☎0297-66-1303

※上記内容でも相談を要しない提出のみの方は、申告受付期間に限り、申告書をお預かりします。

竜ヶ崎税務署

所得税・個人消費税・ 贈与税の確定申告会場

土・日・祝日を除く

2月16日(火)～
3月15日(月)

【相談受付】午前8時30分～午後4時

【相談開始】午前9時～

※2月21日(日)・28日(日)は開場します。

竜ヶ崎税務署 別館会議室

新型コロナウイルス感染症対策として、 還付申告の相談については 2月15日(月)以前でも受け付けます

※消費税については3月31日(水)まで
申告相談を受け付けます。

- 混雑緩和のため、入場には整理券が
必要です。整理券の配布状況によっては
後日の来場をお願いすることもあり
ます。入場整理券は当
日会場で配付しま
すが、国税庁のLINE公式
アカウントから事前
発行も行っています。



国税庁LINE
公式アカウント

- ご来場の際は、マスクを着用し、で
きるだけ少人数でお越しください。
- 入場の際に検温を実施します。咳・
発熱等の症状のある方は入場をご
遠慮いただく場合があります。
- 午後4時前でも相談受付を終了する
場合があります。

確定申告に関するお問い合わせ

国税庁ホームページ
<https://www.nta.go.jp/>
「確定申告特集」で検索



e-Tax・作成コーナーの操作 などに関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
☎0570-01-5901

【受付】月～金曜日午前9時～午後5時
(祝日および12月29日～1月3日を除く)

●申告に必要なもの

- 1 マイナンバーカード(個人番号カード)
- 2 印鑑(認印)
- 3 所得税が還付になる場合は振込口座
(申告者名義)
- 4 黒ボールペン、電卓(お持ちの方)
- 5 必要書類(下表参照) ⚠️ 必要書類を持参されないと申告受付できません!

※マイナンバーカードを
お持ちでない方は下記の
両方の書類が必要です。

- 個人番号通知カード
- 身元確認書類
(運転免許証・健康保険証など)

対象	必要書類
給与所得者・ 公的年金受給者	令和2年分の源泉徴収票原本(給与・年金)、または事業主 の支払い証明書など
事業所得者・ 不動産所得者	収支内訳書 ※必ず作成して持参してください。
医療費控除の ある方	医療費控除の明細書【内訳書】※必ず作成して持参してください。 ※今回の申告からは、領収書の添付だけでは受付できません ので、ご注意ください。また、医療費通知の金額を明細書に 記入した方は、医療費通知を添付してください。 ※なお、税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容の確認 を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要 があります。
社会保険料控除 のある方	国民健康保険税・国民年金保険料・農業者年金保険料・ 介護保険料・任意継続保険料などの領収書または納付済 額証明書
生命保険料・地震保 険料控除のある方	契約している保険会社から発行された控除証明書
寄附金税額控除 のある方	都道府県・市区町村・共同募金会・日本赤十字社などの 領収書など
障害者控除を 受ける方	障害者手帳または戦傷病者手帳、市町村長などが発行す る障害者に準ずるなどの認定書

※税務署から郵送された「令和2年分 確定申告のお知らせ」はがきをお持ちの方は
ご持参ください。

※確定申告用紙は、国税庁ホームページから入手できます。また、市税務課でも
お渡ししています。

●公的年金等を受給されている方へ

～確定申告不要制度のお知らせ～

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、
公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である
ときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

- ◆所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。
- ◆所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。
- ◆平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。